

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

令和2年11月

奈良県人事委員会

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差
- 5 本年の給与改定内容
- 6 モデル給与例
- 7 給与勧告の実施状況

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告対象職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）は14,482人（※）であり、昨年より63人の減となっています（行政職については、3,441人で昨年より20人の減）。
また、対象職員の平均年齢は40.6歳で、昨年より0.3歳低くなっています（行政職については、昨年より0.2歳低下）。

	職員数（人）			平均年齢（歳）		
	R2年4月	H31年4月	増減	R2年4月	H31年4月	増減
全職種	14,482	14,545	△ 63	40.6	40.9	△ 0.3
行政	3,441	3,461	△ 20	42.2	42.4	△ 0.2
公安	2,460	2,456	4	37.8	37.9	△ 0.1
教育(二)	2,212	2,251	△ 39	44.2	44.6	△ 0.4
教育(三)	5,947	5,962	△ 15	39.4	39.8	△ 0.4
研究	195	199	△ 4	42.2	43.3	△ 1.1
医療(一)	20	19	1	39.8	40.8	△ 1.0
医療(二)	98	99	△ 1	45.0	44.6	0.4
医療(三)	66	63	3	41.0	41.5	△ 0.5
福祉	42	34	8	39.9	41.8	△ 1.9
任期付研究員	1	1	0	-	-	-

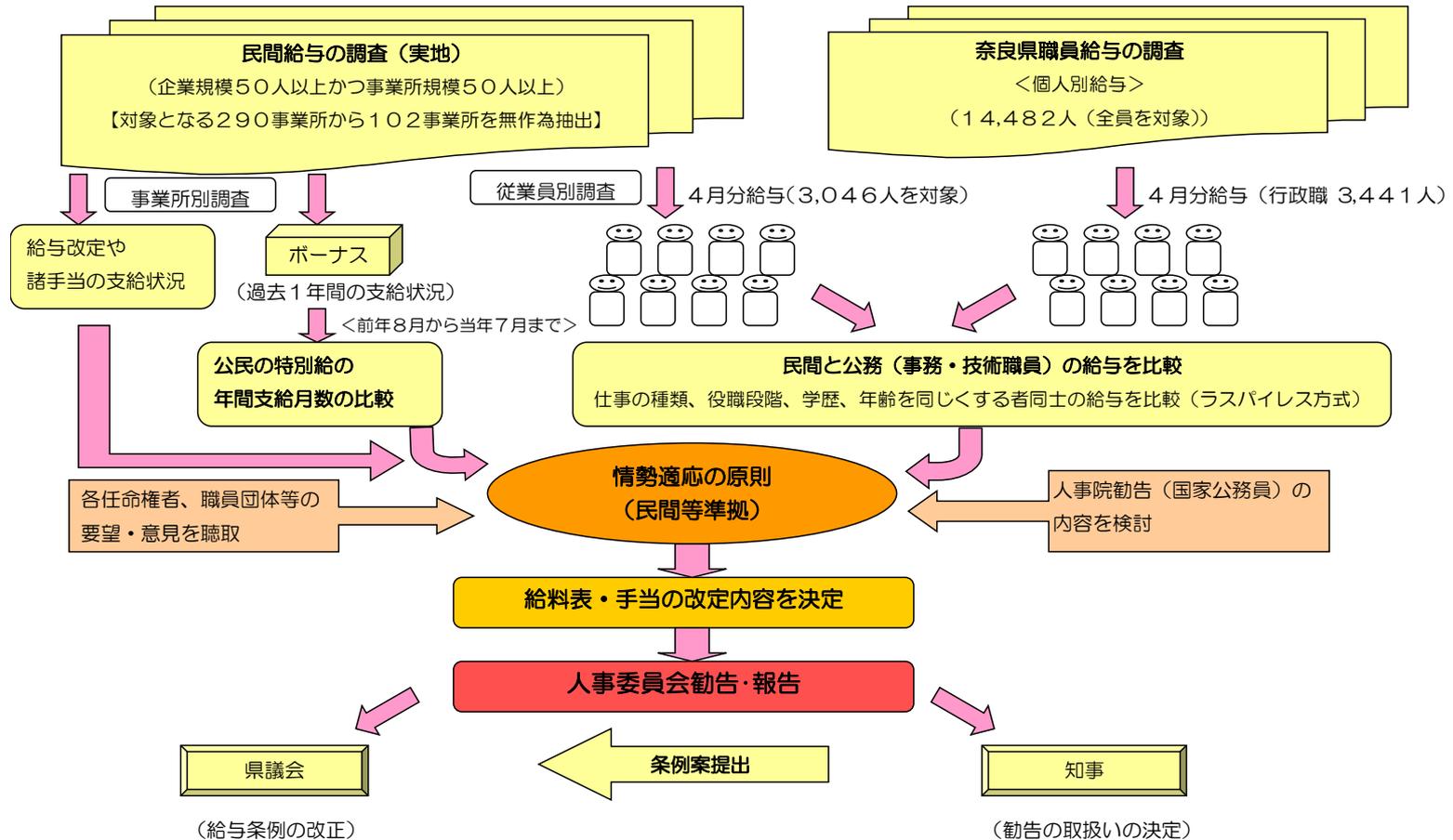
（令和2年4月1日現在）

（※）職員数は、勧告対象職員のうち、再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員を除く人数である。

2 給与勧告の手順

奈良県人事委員会では、奈良県職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

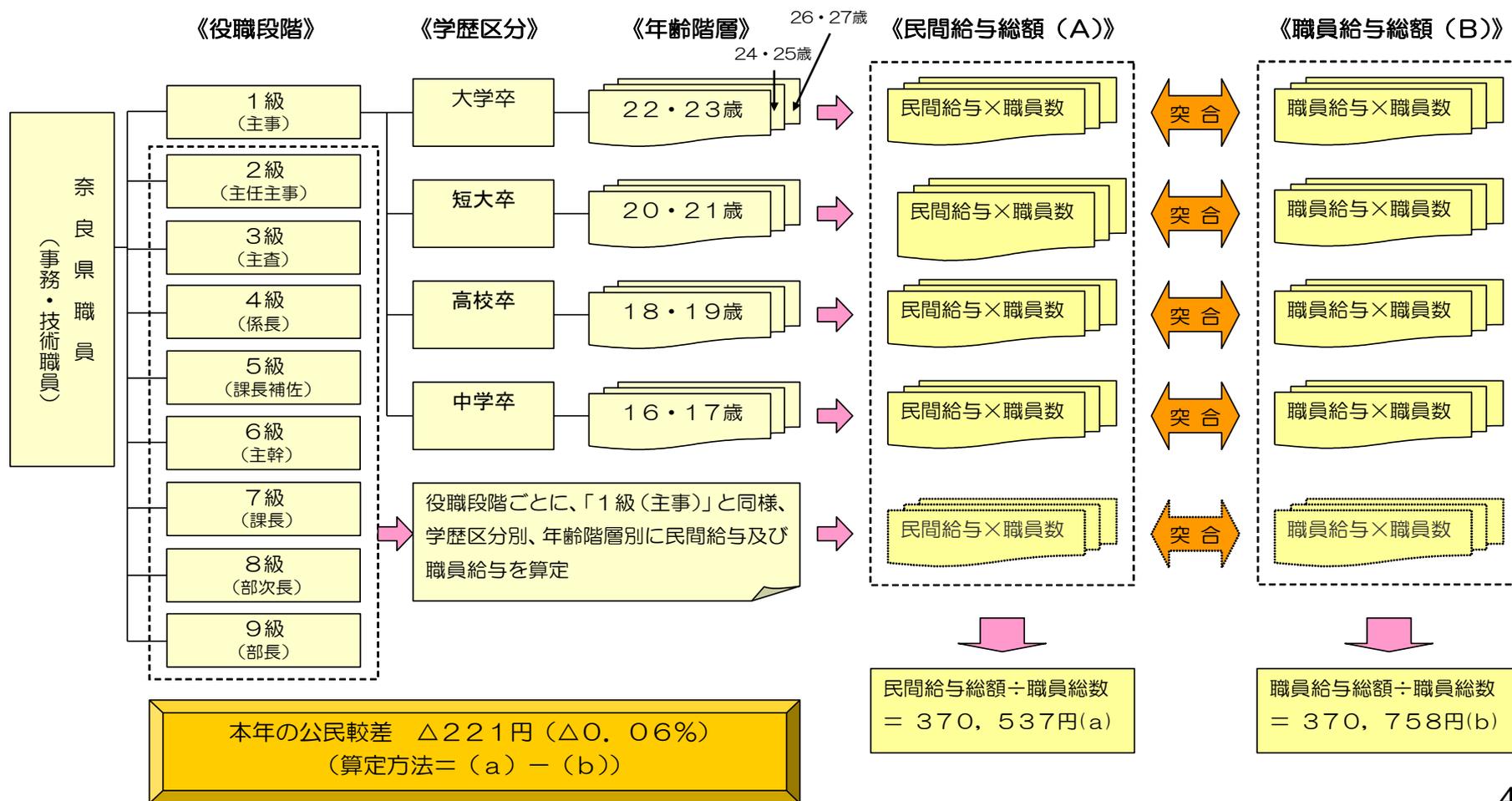
また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに奈良県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の奈良県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

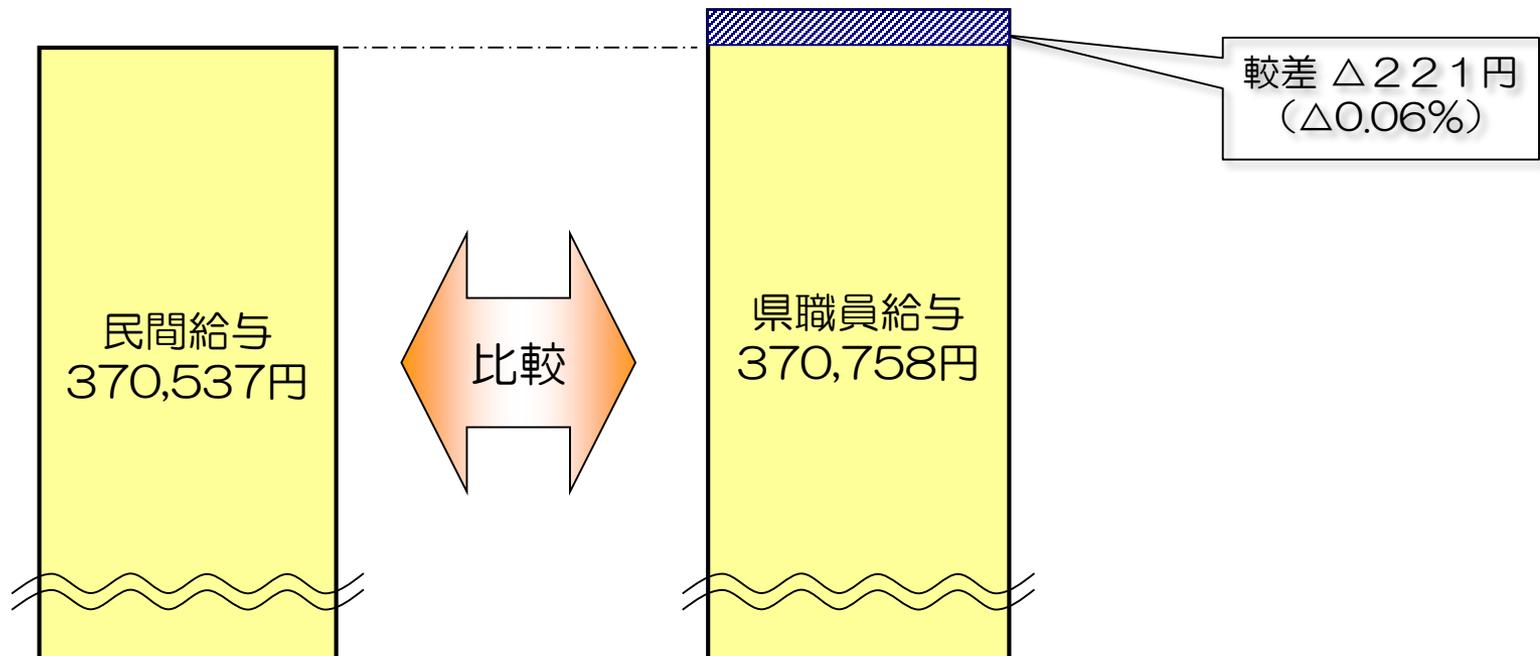
具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴区分、年齢階層別の奈良県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに奈良県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



4 民間給与との較差

本年の民間給与との較差は $\Delta 221$ 円 ($\Delta 0.06\%$) とわずかで、職員と民間の給与水準は概ね均衡していることから、月例給の改定を行わないこととしました。

【月例給の公民較差】



5 本年の給与改定内容

- ボーナスを引下げ（△0.10月分）
- 月例給の改定なし

本年は、勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施。先行して調査を実施したボーナスについては10月22日に勧告・報告、月例給については11月11日に報告を実施

1 月例給

- ・ 民間給与との較差 △221円（△0.06%）
- ・ 民間給与との較差がわずかで、職員と民間の給与水準は概ね均衡していることから、月例給の改定なし

2 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引下げ 4.50月分→4.40月分
- ・ 引下げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

3 実施時期

- ・ 期末手当の支給月数の引下げ：令和2年12月1日

※ 勧告後の平均給与（行政職給料表） 月額 370,758円 年額 6,115,000円
（増減なし） （△39,000円）

6 モデル給与例

区 分	年 齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差 (円)
		月額 (円)	年間給与 (円)	月額 (円)	年間給与 (円)	
主 事 (高卒新採)	18歳	165,897	2,732,000	165,897	2,716,000	▲ 16,000
主 事 (大卒新採)	22歳	202,097	3,329,000	202,097	3,308,000	▲ 21,000
主 事	25歳	220,947	3,639,000	220,947	3,617,000	▲ 22,000
主任主事	30歳	257,789	4,246,000	257,789	4,220,000	▲ 26,000
主 査	35歳	301,807	5,038,000	301,807	5,007,000	▲ 31,000
主 査	40歳	336,615	5,619,000	336,615	5,584,000	▲ 35,000
係 長	45歳	389,308	6,586,000	389,308	6,543,000	▲ 43,000
課長補佐	50歳	413,941	7,003,000	413,941	6,957,000	▲ 46,000
課 長	—	544,817	8,897,000	544,817	8,845,000	▲ 52,000
部次長	—	599,224	10,115,000	599,224	10,049,000	▲ 66,000
部 長	—	667,340	11,289,000	667,340	11,216,000	▲ 73,000

(注) 1. 給与月額欄は、特例条例による給与減額措置がないものとした場合で算出。

2. モデル給与例の給与月額は、給料、管理職手当及び地域手当（下記参照）を基礎に算出。

○ 地域手当 : 本庁勤務 (7.1%)

○ 管理職手当 : 課長 (80,100円)、部次長 (103,700円)、部長 (128,900円)

7 給与勧告の実施状況

年	改定内容		公民較差		改定後		特別給			平均年間給与		備考
	+	-	額 円	率 %	額 円	率 %	改定前 月	改定後 月	差 月	額 円	率 %	
	月例給	特別給										
R2	-	△	△ 221	△ 0.06	0	0.00	4.50	4.40	△ 0.10	△ 39,000	0.6	・月例給は7年ぶりの改定見送り ・特別給は10年ぶりの引下げ改定
R1	+	+	819	0.22	787	0.21	4.45	4.50	0.05	32,000	0.5	・月例給、特別給ともに6年連続の引上げ改定
30	+	+	672	0.18	646	0.17	4.40	4.45	0.05	29,000	0.5	・月例給、特別給ともに5年連続の引上げ改定
29	+	+	1,217	0.33	1,212	0.33	4.30	4.40	0.10	61,000	1.0	・月例給、特別給ともに4年連続の引上げ改定
28	+	+	1,167	0.31	1,162	0.31	4.20	4.30	0.10	60,000	1.0	・月例給、特別給ともに3年連続の引上げ改定
27	+	+	1,548	0.41	1,546	0.41	4.10	4.20	0.10	63,000	1.0	・月例給、特別給ともに2年連続の引上げ改定
26	+	+	892	0.23	875	0.23	3.95	4.10	0.15	72,000	1.2	・月例給、特別給ともに7年振りの引上げ改定 ・平成27年度以降給与制度の総合的見直し
25	-	-	48	0.01	0	0.00	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・2年連続、月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは3年連続)
24	-	-	△ 135	△ 0.04	0	0.00	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは2年連続)
23	△	-	△ 952	△ 0.25	△ 1,154	△ 0.30	3.95	3.95	0.00	△ 19,000	△ 0.3	・月例給は3年連続引下げ ・特別給は3年ぶりの改定見送り
22	△	△	△ 383	△ 0.10	△ 402	△ 0.10	4.15	3.95	△ 0.20	△ 88,000	△ 1.4	・2年連続、月例給、特別給ともに引下げ (同時引下げは、2年連続4度目(H14、15、21、22)) ・特別給が4.0月を下回ったのは、昭和38年の3.9月以来、47年ぶり